

◆対象となる公的年金の種類

特別徴収の対象となる公的年金の種類は次のとおりです。

- ① 国民年金法による老齢基礎年金
- ② 旧国民年金法による老齢年金、通算老齢年金
- ③ 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金
- ④ 旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金
- ⑤ 旧国家公務員等共済組合法等による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
- ⑥ 移行農林年金退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
- ⑦ 旧私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
- ⑧ 旧地方公務員等共済組合法等による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

(注1) 障害年金や遺族年金は課税されないため特別徴収の対象とはなりません。

(注2) 特別徴収される公的年金の優先順位は①～⑧の順序です。特別徴収の対象となる公的年金を複数受給している人は、受給額の多少にかかわらず①～⑧の順序に従い、先順位の公的年金から特別徴収されることとなります。

◆特別徴収についての通知

特別徴収の対象となる人には、6月中旬に納税通知書と併せて特別徴収税額を通知します。

◆徴収方法

◎特別徴収初年度の人

- ▼上半期 年税額の4分の1ずつを、6月、8月に普通徴収により納付していただきます。
- ▼下半期 年税額の6分の1ずつを、10月、12月、2月の年金から特別徴収します。

◎特別徴収2年目以降の人

- ▼上半期 前年度2月と同じ額を、4月、6月、8月の年金から特別徴収(仮徴収)します。
- ▼下半期 年税額から上半期徴収分を差し引いた残りの額の3分の1ずつを、10月、12月、2月の年金から特別徴収(本徴収)します。

(例) 年金に係る税額が1万2,000円の場合

特別徴収初年度	納付書等で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	徴収月	税額	徴収月	税額	算出方法
	6月	3,000円	10月	2,000円	4分の1
	8月	3,000円	12月	2,000円	4分の1
			2月	2,000円	6分の1
					6分の1

特別徴収2年目以降	年金から引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
算出方法	前年度の2月と同額			仮徴収分を引いた額の3分の1ずつ		

◎お問い合わせ・・・税務課市税班 ☎62-1116

個人住民税(市・県民税)の公的年金からの特別徴収制度について

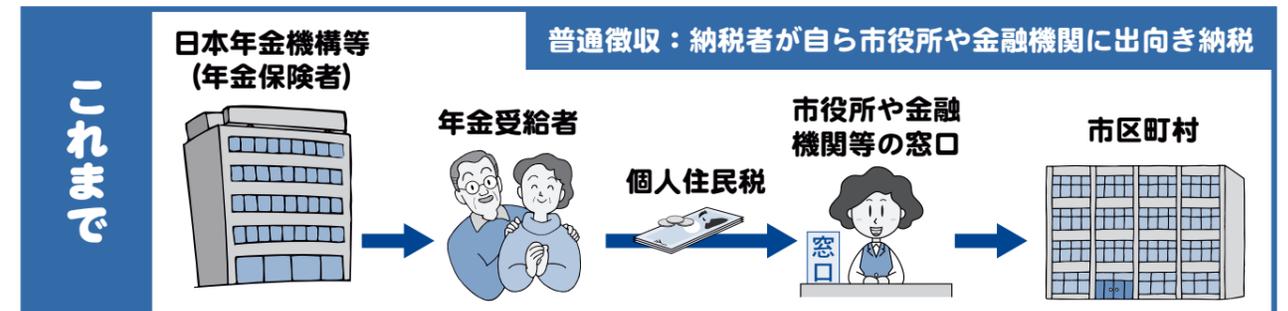
北秋田市では
平成24年
10月から

65歳以上の公的年金受給者で、
住民税を納税されている方にお知らせです。

住民税の年金からの引き落としが始まります

平成21年度から、公的年金等を受給されている65歳以上の方の個人住民税(市・県民税)の納付方法が変わりました。

今まで給与からの特別徴収(天引き)や普通徴収(納付書や口座振替)で納付していた公的年金等に係る個人住民税(市・県民税)が、条件により公的年金からの特別徴収の対象になります。
北秋田市では、平成24年10月から開始します。



◆特別徴収の対象となる人

次の①～④のいずれにも該当する人が対象です。

- ① 各年の4月1日現在老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の人
- ② 老齢基礎年金等が年額18万円以上の人
- ③ 介護保険料が特別徴収されている人
- ④ 老齢基礎年金等の支給額から保険料等※を引いた残りの額が特別徴収される税額より多い人

※保険料等とは、老齢基礎年金等から特別徴収されている介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び源泉徴収されている所得税のことです

◆対象となる個人住民税

公的年金等に係る所得分の個人住民税の均等割額と所得割額が特別徴収の対象です。

公的年金から特別徴収される税額は、あくまでも公的年金等に係る所得分の個人住民税です。公的年金等以外の所得(給与所得、不動産所得、事業所得など)もある人の個人住民税は、各所得額に応じて按分し、給与からの特別徴収又は普通徴収により納付していただきます。